~第三期帯広市地域福祉計画の概要~

1 帯広市地域福祉計画の目的及び法的根拠

この計画は、社会福祉法の第4条及び第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第七期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。また、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定しています。

社会福祉法 一部抜粋

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める 計画を策定するよう努めるものとする。
 - 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して 取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉計画策定の範囲

この計画は、すべての世代を対象とし、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、健康 づくりなどの各分野を範囲とします。

3 計画の期間

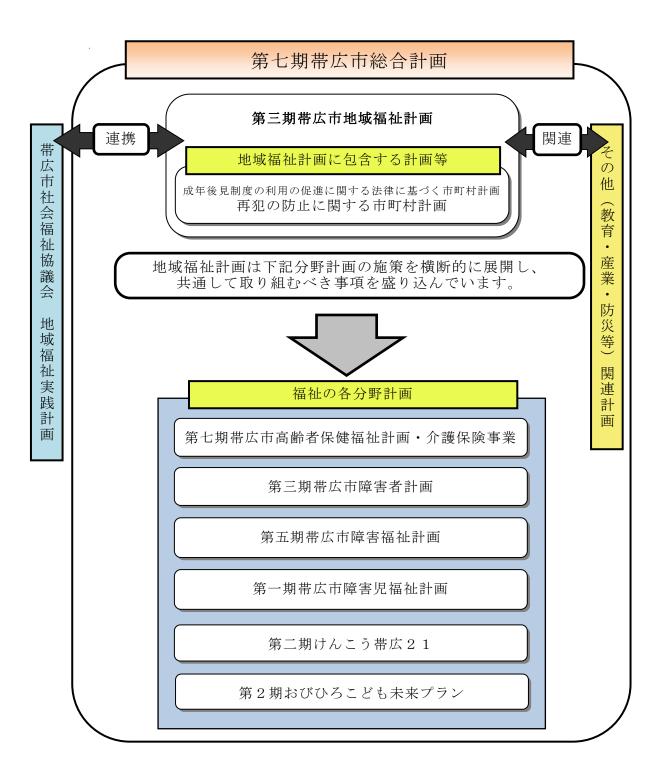
計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、令和7年度から新たな計画を策定します。

国及び北海道の関連する他の計画と整合をはかるために、必要な見直しを行います。

4 計画の進捗管理

この計画の進捗状況の点検及び見直しについては、帯広市健康生活支援審議会が毎年度、帯広市から点検結果の報告を受け、市長に対して意見を述べることができます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映され、点検及び見直し内容は、市民に公表します。



6 施策の体系

基本目標

共に支え合う 地域づくり

地域福祉活動の拠点整備、人材の育成、活動の推進

基本方向及び主な施策

基本方向(1)地域活動を支える拠点づくり

- ①既存施設等を活用した拠点づくりの促進
- 施 ②地域活動団体への支援

基本方向(2)地域福祉を担う人材の育成・確保

- E ①地域福祉に関する意識の醸成
- 施 ②地域の人材の育成・確保

基本方向(3)地域福祉活動の推進

- 主 ①地域における支え合い機能の充実
- な ②主体的参加の推進
- 施 ③関係団体との連携促進
- ④地域の防災活動の推進

基本方向(1)相談支援と福祉サービスの適切な 利用促進

- 主 ①地域における相談体制の充実
- な ②総合的な相談体制の確保
- 』③福祉サービスの提供体制の充実
- ④再犯防止に向けた取り組みの推進 策

2. 安心して生活できる 地域づくり

多様化する課題に対する 包括的な相談支援や 連携体制の構築

基本方向(2)包括的な連携体制の確立

- 主 ①包括的な支援を行う体制づくり
- 『 ②切れ目のない包括的な支援
- ||| ③生活困窮者自立に向けた支援

基本方向(3)権利擁護の推進

- 三 ①成年後見制度の利用促進
- 施 ②虐待等防止に向けた対応

生き活きと健康で 暮らせる地域づくり

誰もが支え合う地域環境の 整備、地域における健康 づくりや介護予防の推進

基本方向(1)誰もが支え合う地域環境の整備

- 主 な ①ノーマライゼーション理念の定着
- た ②ユニバーサルデザインの地域づくり

基本方向(2)健康づくりや介護予防の推進

- 主 ①地域における健康づくりの支援
- た ②介護予防の推進
- ⑥ ③介護と医療との連携
 - | ④自殺防止に向けた取り組み

策